

番号	質問	回答
1	複数の課題を提案することは可能か（例：正規課題1件とFS1件）。	集中排除のため、同一の研究者が研究代表者として複数の課題（FSを含む）を提案することはできません。また、研究代表者として応募する場合、別の課題に業務参加者又は業務協力者として参画することは、研究代表者を務める課題に適切にエフォートを割いていただく観点から、望ましいとは言えません。
2	同一の研究者が複数の課題へ参画することは可能か。	研究代表者ではない業務参加者又は業務協力者としてであれば、複数の課題への参画が可能です（研究代表者については、問1を参照ください）。なお、複数の課題へ業務参加者として参画する形で提案する場合は、提案書様式2「5 研究費の応募・受入等の状況・エフォート（1）応募中の研究費」に当該複数の課題及びエフォート等を明記してください。
3	実施期間内に定年退職等が見込まれる研究者が研究代表者として、課題を提案することは可能か。	提案する実施期間内に定年退職等により、中核機関から離任することが現時点で見込まれる場合、研究代表者となることを避けてください（公募要領p10、II. 1. 参照）。研究チーム内で適切な研究代表者を定め、離任が見込まれる方は（研究代表者ではない）業務参加者や業務協力者として参画する形とするなど、課題実施の継続性に留意してください。（なお、事業開始後に、予見できない事情等により研究代表者の変更の必要が生じた際は、委託契約における業務計画書の変更等の所定の手続きを行うことで、変更が可能となる場合もありますので、研究代表者が実施期間にわたり中核機関に継続して所属することを予め確約いただく必要はありません。）
4	連携するステークホルダーへの人件費の支出は可能か。	連携するステークホルダーが、「公募要領p10、II. 1. 応募対象者」に記載の機関であり、人件費支出対象者がその職員であれば、当該ステークホルダーを「分担機関」とし、当該者を「業務参加者」とすることにより、人件費の支出は可能です。なお、支出に当たっては、中核機関とステークホルダー（分担機関）の間で、再委託契約を結ぶ必要があります。
5	将来の状況の変化に応じて、提案書で計画した内容を変更して研究開発を進めることは可能か。	「公募要領p6、I. 2.（2）（補足3）4）」記載のとおり、本事業では「将来の技術進歩などを踏まえ、必要に応じて柔軟に研究開発手法等を変化（ピボット）させることにより社会的価値創出の実現可能性を高める」ことも重視しており、同「p13、III. 1.（2）」のとおり、「必要に応じて研究開発手法を転換するなどの柔軟性があるか」について審査の観点の1つとしています。なお、事業開始後に、実際に計画の変更の必要が生じた場合は、上記の観点も踏まえ、外部評価委員会の助言等に基づき対応することとします。（なお、応募段階の内容を大きく逸脱する抜本的な計画の変更が提案された場合は研究開発を中止していただく場合もあります。）

6	<p>提案書を英語で作成し応募することは可能か。</p> <p>本事業の執行上、採択後には委託契約事務に関する書類（業務計画書、業務成果報告書等）を日本語で作成・提出いただく必要があることから、提案書の段階から日本語での作成をお願いします。（なお、採択後の上記書類作成を日本語とすることを前提とした上で、提案書作成の段階のみ英語での作成を希望される特段の理由がある場合は、個別に御相談ください。）</p>
7	<p>業務参加者は再委託契約を通して予算配分される研究分担者、後者の業務協力者は予算配分の必要がない協力者、という理解でよいか。</p> <p>業務参加者と業務協力者の定義は、公募要領P8を参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務参加者：中核機関又は分担機関に所属し、研究開発に直接携わる者。 ・業務協力者：研究運営委員会における外部有識者など、研究開発に関して協力・助言を行う者。 <p>なお、業務参加者が中核機関に所属する場合は、（再委託契約を通してではなく）中核機関内で予算配分いただくことになります。また、業務協力者に研究費を配分することはできませんが、事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する業務協力者への謝金・旅費を計上することは可能です。</p>
8	<p>（科研と同様に）e-Radでの申請も、代表者がe-Radに申請した後、分担者と協力者それぞれが承諾ボタンを押すような流れになるか。</p> <p>e-Radではweb上での各者の承諾は不要です。</p> <p>ほか、e-Radについてご不明な点がございましたらナビダイヤル（0570-066-877、平日9-18時）にご確認下さい。（e-Radのwebページにもマニュアル、Q&A等掲載されていますのでご参照下さい。）</p>
9	<p>海外研究者を業務協力者に加えて、プロジェクトの助言をしてもらうことは可能でしょうか。</p> <p>可能です。</p>
10	<p>直接FSに応募する際も、ステークホルダーの参画が必要か。それとも、応募の際はステークホルダーの参画は要件ではなく、今後連携していくという想定で良いのか。</p> <p>FSへの応募の際に、ステークホルダーの参画を必ず求めるものではありませんが、本事業の目的に照らせば、ステークホルダーの参画を確保することが望ましいです。</p> <p>公募期間内における連携構築が難しい場合は、想定されるステークホルダーを具体的に記載ください。</p>

11 ステークホルダーとは、たとえば日本国内と考えているのか、それとも海外を含めて良いのか。	ステークホルダーは、日本国内に限定しません。
12 科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（令和3年3月）p11について、間接経費は直接経費の30%とあるが、これは固定か。 ①文科省から中核機関の配分の場合、②中核機関から分担機関への配分の場合、それぞれについて、中核機関の判断で下げることが可能か。	いずれの場合においても、間接経費は直接経費の30%とすることを原則とし中核機関の判断で自由に比率を変えることはできません。ただし①の場合は中核機関において、②の場合は分担機関において、それぞれ受け取れる間接経費について規程等での制限がある場合には、そちらに準拠した比率での配分を行うことが可能な場合がありますので、文部科学省までご相談ください。 なお、分担機関への間接経費の割合を下げた場合、それに伴い、文部科学省から中核機関への間接経費の割合も、相当分引き下げることとなります。 （参考：「提案公募型研究資金の間接的経費に係る共通指針（平成30年6月4日改訂）」 https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetushishin.pdf)
13 やむを得ない場合、ヒアリング審査会に代理の者（他の業務参加者）が出席し対応することが可能か。	調整の上、やむを得ない場合は、代理として他の業務参加者がヒアリング審査会に対応いただくことも考えられますが、その場合であっても、提案内容について研究代表者に別途確認することもありますので、審査期間中、長期間に亘ってメール等でも連絡が取れないなどの状況にならないよう、御留意ください。 ※ヒアリング審査会日程をページに公表しました。ご確認・ご検討下さい。
14 研究代表者が法人格を有する民間企業の者であっても問題ないか。	問題ありません（公募要領P10参照）。

<p>15 民間企業の研究者が研究代表者となる場合を検討しており、主な論文の実績がないが、論文の実績は提案に必須か。</p>	<p>研究代表者が（主な論文）、（ステークホルダーとの連携実績）、（主な知的財産）のすべての研究業績を有している必要はありませんが、様式2「4 研究業績」では研究代表者の研究推進能力を具体的に説明してください。なお、研究業績については研究代表者を含む業務参加者全員の業績を総合的に評価します。</p>
<p>16 本公募は、プロジェクトにステークホルダーを組込んだ研究体制と研究成果の社会実装が重要要素となっているが、提案書の審査においても、研究者だけでなく、行政やビジネスセクターなどの審査員（社会実装や事業化に関する有識者）が含まれるのか。審査員に研究者以外の有識者が含まれる場合、提案書の書き方が一般的な研究計画書と異なってくる。</p>	<p>外部評価委員の具体的な構成は、採択課題の決定時まで非公表ですが、提案課題が公募要領「2.(2)公募課題の要件」を満たしているかを審査できる構成としております。そのため提案書は、公募要領の目的や公募課題等を参照しつつ、わかりやすく記載をお願い致します。</p>

委託契約書第26条（知的財産権の報告）第6項「乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自らによる実施及び第三者への実施許諾の状況を書類により報告しなければならない。」について、詳しく教えてください。

知的財産権には、特許などの「産業財産権」に加えて、著作権などの「産業財産権以外の知的財産権」が含まれます。そのため、著作権などについても報告を求めることがある、とご理解ください。
なお、報告義務は委託業務の成果に係る知的財産権についての報告義務であり、委託業務の成果に係らない知的財産権についての報告義務はありません。